

## 資料 2

明石市社会福祉審議会資料  
2021年(令和3年)11月5日  
福祉局地域共生社会室  
福祉局高齢者総合支援室

### (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)について

#### 1 本議題の趣旨等について

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するための条例を制定するために、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に条例の内容等を諮問しようとするものです。

#### 2 素案の策定経過について

前回の審議会においてご提示した骨子案を基に、①審議会委員の皆さまからいただいたご意見や、②認知症の当事者や家族、支援に係る関係団体等（認知症カフェや認知症家族会）からのご意見、③市内の認知症に関する機関が集まり意見交換を行う「認知症あんしんネットワーク会議」からのご意見をご提示するとともに、ご意見を踏まえ策定した条例素案をご提示しています。

第2回社会福祉審議会では、条例素案や資料をご確認いただき、内容等についてご意見をいただきます。

#### 3 今後の作業等について

第2回社会福祉審議会でいただいた意見を踏まえて条例素案を修正し、パブリックコメントを経て、第3回社会福祉審議会において、委員の皆さまには、条例最終案を審議していただきます。

#### 4 その他

後日、条例素案について、お気づきの点がございましたら、別紙「(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例についての意見」により、11月12日(金)までにFAXまたはメールで担当までご提出いただきますようよろしくお願ひいたします。



(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市及び関係機関等の責務と役割(第4条—第9条)
- 第3章 基本的施策(第10条—第16条)
- 第4章 雜則(第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市(以下「市」という。)における認知症になつても安心して暮らせるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族(以下「認知症の人等」という。)が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能又はその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 地域組織 協働のまちづくり推進組織、地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- (5) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関をいう。

(基本理念)

第3条 市並びに、市民、事業者、地域組織及び関係機関(以下「関係機関等」という。)は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になつても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人等の意向を尊重し、認知症の人等が尊厳を保持しながら安心して暮らせるまちづくりを進めること。
- (2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、状況に応じ、認知症の人等が必要な支援を受けることができる支援体制の実現を目指すこと。

(3) 認知症に対する正しい知識と理解を深め、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携し支えあう地域社会の実現を目指すこと。

## 第2章 市の責務及び関係機関等の役割

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、次に掲げる事項に基づく施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 認知症の人等に関する課題、要望その他の地域の実情について、調査及び研究を行うとともに、地域の実情に応じた施策を実施すること。
- (2) 認知症に関する正しい知識及び認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の普及を図ること。
- (3) 連携及び協働により、認知症の人等を地域で支え合うまちづくり推進のための取組及び環境整備を行うこと。

### (認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行う。

### (市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深め、認知症に関して備えるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等が置かれている状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続に配慮するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

### (地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守り等による地域での支え合い、認知症予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上に努め、認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識又は技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条に定める認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者の認知症の人等に対応するためには必要な知識又は技能の向上を図るものとする。

3 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域又は職域で認知症の人等を支える認知症サポーターの養成を推進するものとする。

4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症を早期に発見し、また、認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、前項の相談を受けた者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、地域総合支援センターを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

- 第12条 市は、認知症の人等が身近な地域で日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制や施設の整備を図るものとする。
- 3 市は、認知症の人等が安全で安心して生活することができる環境の整備を図るため、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するための仕組みを整備するものとする。
- 4 市は、認知症の人が安心して自立した生活を営むことができるよう、認知症の人等の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるほか、必要な社会保障制度が確実に提供されるよう支援するものとする。

(地域づくり及び社会参加の推進)

- 第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割や生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。
- 2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施する。

(成年後見制度の利用促進等)

- 第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成を行うものとする。
- (関係機関等との情報共有や連携強化)

- 第15条 市は、認知症に関する施策の推進に関し、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための機会を設ける。

(非常事態におけるサービスの提供等)

- 第16条 市は、関係機関等と連携し、感染症や非常災害の発生時において、必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための必要な施策を実施する。

#### 第4章 雜則

(委任)

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。



## 令和3年度 第1回明石市社会福祉審議会においていただいた意見について

### 【明石市認知症あんしんまちづくり条例について】

No	委員からのご意見	市の考え方	対応箇所
1	コロナ禍におけるフレイル状態またはフレイル予備軍への対応や、認知症の早期発見、早期支援方法の具体化を条文に盛り込むべきではないか。	フレイル状態等への対応は当事者を孤立させないことが重要であり、認知症の進行を抑制する上でも重要であると考えています。市としては、認知症の人の社会参加も含め、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。また、早期支援についても重要事項であり条文に記載します。	第11条 第12条 第13条1項
2	知的障害者の認知症問題についても考慮する必要性があるのではないか。	ご指摘のとおり、認知症といつても様々な症状があり、また各当事者がおられる状況も多種多様となっております。そのため、ケースごとに丁寧な対応が求められています。知的障害者の認知症問題等の複合的なケースについては、市や関係機関が情報を共有して一体となって取り組むことが必要であると考えています。関係機関の連携強化について条文に記載します。	第11条2項等
3	認知症高齢者を地域で支えるためには、徘徊に対しての支援体制が不可欠であり、その手段として「要援護者SOSネットワーク事業」や「GPS貸与事業」はかなり有効な取り組みであると思われる。また、神戸市のように認知症高齢者が起こした自己の損害賠償への支援体制があれば、徘徊のある認知症高齢者を安心して在宅で介護できるようになるのではと考える。	市の制度に保険を組み込むことは、事故発生時の家族の介護責任を認めることと同等であり、導入については慎重な検討が必要であると考えています。まずは、事故が起こらない社会を目指すため、介護者のみに負担がかからないよう施策をすすめていきたいと考えています。	第12条第3項

4	認知症当事者が活躍できるような社会づくりについても盛り込んでほしい。	当事者が社会参加することは、本条例制定の目的の一つであり、支援を行うことについて記載いたします。	第5条 第13条第1項
5	予防に関する取り組みがもう少しあってもよいのではないか。	本条例の制定目的として「認知症になってもあんしんなまちづくり」を掲げており、認知症当事者やそのご家族への施策を中心に記載しています。一方で、進行を抑制することも重要です。ご意見を受け、地域組織の役割として追記し、その支援についても記載いたします。	第8条1項 第10条第4項
6	当該条例の制定と並行して、本来ならば後見条例についても制定を進める必要があると考えるが、難しいようであれば、「成年後見制度の利用促進」「市民後見人の養成」等の取り組みについてもしっかり盛り込んでほしい。	まずは、地域共生を目的とした本条例の制定を進めていきたいと考えています。「成年後見の利用促進」等についても具体的に記載いたします。	第14条

## 令和3年度明石市認知症あんしんネットワーク会議においていただいた意見について

### 【明石市認知症あんしんまちづくり条例について】

No	委員からのご意見	市の考え方	対応箇所
1	基本理念で「本人の尊厳確保」をあげているが、実際には、認知症に対する偏見や差別を受けてしまう状況はあると思う。認知症は多様な症状を呈し、原因も様々であることを皆が理解し、全く判断能力や感情、理性が失われていくことではないということを前提に、認知症の人の人権が守られるような内容が盛り込まれたらありがたい。	基本理念においては、「認知症の人等の意向を尊重」することを記載し、ご指摘のような認知症当事者の人権を守る内容を記載しました。また、差別や偏見を生まないよう、「認知症の人等の視点に立って取り組み、状況に応じ、認知症の人等が必要な支援を受けることができる」支援体制の構築も掲げています。	第3条 第12条
2	ただ支援を受けるだけが安心ではなく、認知症の人も一緒にになってできること、例えば、当事者の先輩としての支援者活動を行うなど、シームレスな体制についても盛り込まれたらありがたい。	認知症当事者が支援を受けるだけでなく、地域社会に参画することは本条例の目的と一致するところです。そのため、ご意見を受けて、認知症当事者が自身の意思に基づいて、社会参加を行うことを役割の一つとしています。 また、認知症といつても病状、おかれた環境も様々であるため、地域の一員として社会生活を営めるような支援を行うことも記載しています。	第5条2項 第13条1項
3	近年、認知症の人に日があたるようになってきたが、同じように家族にも日を当ててほしい。それが家族の願いである。本人同様、家族も孤立感を持っている。条例の中では本人はそうだが、家族にも目を向けてほしい。 老々介護など、誰にも助けを求められず、虐待や事件が起こったりする。ケアラーのケアはどこがしてくれるのか心配である。	本条例は、認知症の人及び家族が安心して暮らせるまちづくりを実現させるためのものであり、家族負担の軽減も重要な目的の一つです。家族負担の軽減等については記載させていただきます。	第1条 第3条

4	居場所づくりについて考えるべきではないか。	認知症の当事者やその家族が安心して暮らせるまちづくりのため、当事者等の居場所づくりについても記載し、施策を進めてまいります。	第13条1項
---	-----------------------	--	--------

## 市内の認知症カフェや認知症家族会からいただいた意見について

### 【明石市認知症あんしんまちづくり条例について】

No	ご意見	市の考え方	対応箇所
1	認知症は病名であるため、「認知症の人が地域とともに安心して生活できるまちづくり条例」などの名称の方が適切ではないか。	条例名については「わかりやすく良い」や「誰が聞いてもすぐにわかるよう短い名称がよい」というご意見も他にいただいているため、現在の条例名案で進めたいと考えております。	—
2	認知症当事者にも何らかの役割をもってもらい、できることをできる範囲でしてもらうことが大事。周囲から見て満足にできていないことでも、過干渉せず見守る姿勢が大切。	市としても、認知症の当事者も地域の一員として自ら地域社会に参画いただくことは重要であると考えております。ご自身の意思に基づき、社会参加を行うなど、認知症の当事者の役割についても記載しており、そのような活動について支援を行うことについても記載します。	第5条 第13条1項
3	地域で声をかけあう社会にするためには日頃からの地域住民同士の関係づくりが重要。近隣での助け合い、支え合いなくして地域での生活の継続はなしえない。	本条例において目指す「認知症になつても安心して暮らせるまちづくり」においても、地域住民同士の関係性構築は重要であると考えております。地域で声をかけあう社会のためには、認知症への理解を持つもらうことも必要であり、啓発活動も含め施策を進めてまいります。	第10条 第13条1項
4	本人の尊厳確保という部分について、本人が支援を受ける受け身な人という表現になっているように感じた。もう少し名称の検討が必要ではないか。	認知症の当事者も地域の一員として自ら地域社会に参画いただくことが重要だと考えております。条文においては、該当の条文を工夫するとともに、ご意見を受け認知症の当事者の役割を記載しました。	第3条 第5条
5	気楽に認知症であることを公言できる社会にしないといけない。当事者が自分で生き方を選べるように。	認知症であることを公言できる社会にするためには地域において認知症への理解を広げていくことが重要であると考えています。啓発活動の支援を通じて地域社会の構築を進めてまいります。	第10条等

6	<p>認知症当事者の自立・自律や本人らしく生活することを目指すこと、well-being（生活の中でのちょっとした幸福感という意味合い）を目指すことも含んでもいいのでは。</p> <p>認知症当事者でも就労によってその人らしい生活や人生につながることもある。就労の場の支援も一つの方策ではないか。</p>	<p>自立・自律に関しては、ご本人の意思に基づき必要な支援を行っていくことが重要であると考えています。また、就労継続も安心して自立した生活を送る上で重要な事項であり、条文に記載させていただきます。</p>	第12条4項
7	<p>まずは認知症当事者と地域住民をつなげられるような関係づくりが大切。そのうえで認知症当事者やその家族が気軽に集まれる場所があればよい。場を運営するサポーターを充実させる必要があるので、有償ボランティアを活用する方法もあるのではないか。</p>	<p>地域で活動される方々を養成・支援していくことは必要であり、市としては、認知症サポーターの活躍の場を広げるとともに支援を行うことで地域活動を支援したいと考えています。</p>	第13条2項
8	<p>本人発信の趣旨は理解するが、発信できるのは、初期の人のみである。そのためには、いかに初期の人を早く見つけるか、いかに支援につなげができるかが重要である（介護認定の申請する段階ではだいぶ進行している）。</p>	<p>早期支援だけでなく継続支援についても記載し、切れ目のない支援を行ってまいります。</p>	第11条
9	<p>本人発信ができる環境がまだできていないと感じる。まだまだ認知症の人への偏見があり、カミングアウトが難しい。</p> <p>認知症について、「未経験」（認知症の人との関わりがない、元気高齢者など自分には関係のないことと考えている人等）のうちに知識と情報を得ることが重要である。認知症についての啓発と知識の普及が大事である。</p>	<p>本人発信ができるようにするための環境づくりとして、地域住民の理解が重要であると考えています。条文に記載するとともに引き続き啓発活動を行ってまいります。</p>	第5条1項 第13条1項

明石市福祉局高齢者総合支援室 高年福祉係 行き  
(FAX 078-918-5106)

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例についての意見

下記のとおり、条例についての意見を提出します。

年 月 日

記

所 属	
氏 名	

条例の内容に対するご意見

※ご意見ございましたら 11月12日(金)までにFAXでご提出ください。

※メールの場合は、kourei-fukushi@city.akashi.lg.jpまでお願いいたします。

